

市内通所介護事業所  
市内地域密着型通所介護事業所  
市内認知症対応型通所介護事業所 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

## 利用者の地域活動への参加について（通知）

平素から、横浜市の介護保険行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省より発出された「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について（平成29年3月31日）」において、職員及び利用者が地域活動へ参加する際の考え方が示されました。

つきましては、本通知を踏まえ、事業所の皆様から問い合わせの多い通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（以下、「通所介護等」という。）における地域活動への参加に係る取扱いについて改めて通知します。

### 1 厚生労働省からの通知「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」（平成29年3月31日）抜粋

平成29年3月31日に厚生労働省より発出された「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」において、次のように通知されました。

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者に参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者に参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区分すれば、当該地域活動を行うことができます。

### 2 横浜市における取り扱い

#### (1) 地域活動への参加を目的とした屋外でのサービス提供について

前述1の通知等に基づき、次の要件を満たした場合は利用者が地域活動への参加を目的として屋外でサービス提供することを可とします。

- ① あらかじめ通所介護等計画に位置付けられていること
- ② 地域活動への参加により、利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持ち、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう支援すること
- ③ 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動であること

## (2) 機能訓練等を目的とした屋外でのサービス提供について

これまでの機能訓練等を目的とした屋外でのサービス提供についても、次のとおり、(1)と同様の要件に見直します。

- ① あらかじめ通所介護等計画に位置付けられていること
- ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

### ※(1)及び(2) 共通の留意事項

単に気分転換を目的としたもの、及び娯楽性の強いものは認められません。

また、実施に当たっては次の点にも留意してください。

- ・ 外出サービスを行う場合には、外出した利用者を担当する職員と事業所内の利用者を担当する職員をあわせて人員基準を満たすこと。
- ・ それぞれの利用者の人数を勘案し、安全面に配慮した職員数を配置すること。  
(外出してサービス提供を行うには、事業所内でサービス提供を行うことに比べ、より安全面の確保に対する配慮が必要となることに留意して人員配置を行うこと。)
- ・ 一人一人の人権を尊重し、サービス提供における効果を十分に検討したうえで実施すること。
- ・ 利用者に対して、機能訓練等を目的とした外出支援を強要することが無いこと。  
(参加しないことを理由にサービス提供を拒否することはできません。)
- ・ (地域密着型)通所介護と一体的に行っている介護予防通所介護及び横浜市通所介護相当サービスの利用者についても同様の取り扱いとします。

## (3) 運営推進会議への利用者の参加について(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護のみ)

利用者が運営推進会議へ参加する際は、原則、その利用者へのサービス提供時間外(サービス提供時間を中断することは不可)としますが、前述の通知等に基づき、次の要件を満たした場合は、その利用者のサービス提供時間中に運営推進会議のメンバーとして参加することを可とします。

- ① あらかじめ地域密着型(認知症対応型)通所介護計画に位置付けられていること
- ② 地域住民との交流や地域活動への参加により、利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持ち、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう支援すること

なお、サービス提供時間中に運営推進会議に参加していただく場合には、地域密着型(認知症対応型)通所介護サービスの一環として参加することになるため、利用者及び利用者家族に対して参加していただくことの必要性や意義等を十分に説明し、ご理解、ご了承をいただいたうえで文書により同意を得てください。(参加を強要することはできず、参加しないことを理由にサービス提供を拒否することはできません。)

## 4 参考資料

厚生労働省からの通知

「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」(平成29年3月31日)

(問い合わせ先) 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部

介護事業指導課運営支援係

居宅サービス担当

TEL: 045-671-3413 FAX: 045-681-7789

地域密着型サービス担当

TEL: 045-671-3466 FAX: 045-681-7789

# 参考資料

雇児総発 0331 第 5 号  
社援保発 0331 第 9 号  
障企発 0331 第 2 号  
障障発 0331 第 2 号  
老推発 0331 第 1 号  
老高発 0331 第 1 号  
老振発 0331 第 2 号  
老老発 0331 第 1 号  
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

## 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なる

すべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

社会福祉施設等の職員におかれましては、これまでも、積極的に地域活動に取り組んでいただいているところですが、各基準省令上、専らその職務に従事しなければならない旨の規定が設けられている場合があり、職員が地域活動を行うことができる場合について明確にされていなかったところです。

この点、本年2月7日に公表した「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、「福祉事業者が積極的に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、一定の要件の下で、職員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなどの見直しを行う」と明記しており、これを踏まえ、社会福祉施設等の職員が地域活動を行う場合の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、社会福祉施設等におけるこれまでの地域活動を後退させることなく、更なる地域活動の推進が図られるよう、本通知の趣旨・内容等を御了知いただきとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うこととなります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。